

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース



第36号

金融機関で 声をかけられたら…

預金を引き出す時に「何に使うのですか?」「家族の方は知っていますか?」など、窓口で声をかけられたことはありませんか?

金融機関では、警察からの要請に基づき、高額な振り込みや道外の金融機関口座への振り込み、貸金業のようないいという依頼ではありませんか?「など、詐欺被害を

会社宛の振り込み等をされる方には、「振り込め詐欺被害が増えています。大丈夫ですか?」「午前中または午後三時までに振り込んでほしい」と、振り込みを思い止ま

る効果があります。

会話を続けるうちに冷静さを取り戻し、「こんな甘い話はない」「家族に確認しようと、振り込みを思い止ま

まともな判断ができない状態に陥ってしまった場合、他の介入が有効です。

今月の相談

友人に「簡単にもうかる」「友人知人を入会させて商品を売ればマージンが入る」と誘われ、セットを契約したが、別の友人を誘つてもなかなか入会してもらえず、商品も売れないのか解約したい



機関で高額な引き出しや送金についての質問を受けた
ら、お金の使い道を葬儀や仏壇の購入費用、車の購入資金、リフォーム代、孫の結婚祝いなど、もつともらしい口実を説明するよう、だます側から指示されている場合もあります。

相手のペースに乗せられ、

金融機関の方に声をかけられたら、先を急ぐ時でも、問い合わせに応じましょう。被害にあったお金を取り戻すのは、ほぼ不可能です。

相談事例紹介

友人に誘われた仕事

連鎖販売取引は、適切な組織運営の下である程度販売できれば利益を出すことはできますが、もうかつているのは組織の上部だけのことが多いようで、誰もが簡単にもうかる訳ではありません。商品が売れず、大量の在庫を抱えてしまうこともあります。また、友人知人を勧誘したために、信頼を失い、人間関係が悪化してしまったり、身近な人に誘われる断りづらいものですが、勧誘されたら慎重に判断し、契約の意思がなければきっぱり断りましょう。「簡単にもうかる」などのうまい話には注意が必要です。

問 幕別町消費生活センター(☎ 55-5800)

地区	相談受付		場所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

3万8千円で買えると
言われた。最終的に
断ったのに一方的に
自宅にアルバムが**配送**
され、夫が**受け取って**
しまった。

(70歳代 女性)

見知らぬ事業者から「平成から**年号が
変わる**。天皇陛下の**アルバム**を買わ
ないか」と**電話**があり、皇室に興味が
あったので、少し話を聞いてしまった。

本来8万円だが、



天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意

ひとこと助言



本文イラスト：黒崎 玄

- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。